

# 東京都立淵江高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

平成26年9月1日  
校長 決定

## 1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。
- (2) 未然防止策として、生徒がコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるよう、学習指導や生活指導を行う。
- (3) 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- (4) 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、生徒によるいじめを助長することのないよう、指導法に留意する。

## 2 学校及び教職員の責務

東京都立淵江高等学校及び東京都立淵江高等学校教職員は、基本方針にのっとり、本校に在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組む責務を有する。さらに、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

## 3 いじめ防止等のための組織

### (1) 学校いじめ対策委員会

#### ア 設置の目的

いじめの未然防止、早期発見・早期対応及び再発防止を図り、生徒が安全で安心して学べる学校づくりを推進するとともに、いじめが起きたと思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処することを目的とする。

#### イ 所掌事項

- いじめの未然防止の体制整備及び取り組み
- いじめの状況把握及び分析（チェックシート・アンケートの活用）
- いじめを受けた生徒に対する相談及び支援
- いじめを受けた生徒の保護者に対する相談及び支援
- いじめを行った生徒に対する指導
- いじめを行った生徒の保護者に対する助言
- 専門的な知識を有する者、外部機関等との連携
- その他いじめ防止に係ること

#### ウ 会議

委員会は、毎月1回定期的に開催する。いじめ発見の場合は、校長の判断により「緊急いじめ防止対策委員会」を開催し、組織的で適切かつ迅速な対応を行う。

#### エ 委員構成

校長、副校長、教務部主任、生徒部主任、1学年主任、2学年主任、3学年主任、保健部主任、養護教諭、スクールカウンセラー、校長が指名する教職員

※校長の判断により、必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を参加させることができる。

### (2) 学校サポートチーム

#### ア 設置の目的

生徒の問題行動への対応において、保護者、地域住民、関係機関と迅速かつ適切に連携・協力できるサポート体制を確立し、生徒の健全育成を図るとともに、いじめ防止対策推進法で規定する学校いじめ対策委員会を支援し、いじめ問題の対応の充実を図ることを目的とする。

#### イ 所掌事項

- 学校いじめ対策委員会を支援する。
- いじめ問題の状況を把握し、検討及び助言を行う。
- いじめ問題を解決するため、関係機関への協力要請を検討する。

#### ウ 会議

会議は、年間3回定期的に開催する。いじめ発見の場合は、校長の判断により「緊急学校サポートチーム会議」を開催し、組織的で迅速な対応を行う。

#### エ 委員構成

○内部委員 校長、副校長、教務部主任、生徒部主任、1学年主任、2学年主任、3学年主任、保健部主任、養護教諭、スクールカウンセラー、校長が指名する教職員

○外部委員 足立区東保木間町会長、近隣中学校長、近隣特別新学校長、竹の塚警察署職員、足立区就労支援課職員、足立児童相談所職員、都立淵江高等学校PTA会長、同副会長、都立淵江高等学校同窓会代表、同顧問

※校長の判断により、必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を参加させることができる。

## 4 段階に応じた具体的な取組

### (1) 未然防止のための取組

ア 生徒が自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、円滑に他者とコミュニケーションをはかる能力を育てる。たとえば、授業では、班別協議等の活動を取り入れる。

イ 年間で3回以上、HR活動でいじめについて取り上げ、実際に被害にあった人達の映像や手記を見せ、被害者の気持ちや対処方法について考えさせる。

- ウ 教職員が豊かな人権感覚を持って指導にあたるとともに、いじめは絶対に許さないという毅然とした態度を示す。問題を抱えた生徒に対しては、学級担任がよく話を聴き、必要な場合にはスクールカウンセラーとの連携等の方策をとる。
- エ 自己有用感や自己肯定感を育む取組として、福祉施設等でのボランティア活動を推進する。
- オ いじめについての共通理解を図るため、年間に3回以上校内研修を企画実施する。

## (2) 早期発見のための取組

- ア 「生活意識調査」を年間に2回実施し、いじめや人間関係の悩み、学習のつまづきなどを早期に発見するとともに生徒理解に役立てる。
- イ スクールカウンセラーによる全員面接を1学年の4月に実施し、課題のある生徒には個人面談を計画、実施する。
- ウ 毎授業時に、全教職員による校内巡回等を実施し、授業規律の確立とともに生徒状況の観察を行う。
- エ 学校いじめ対策委員会は、教員の観察による気づきや養護教諭からの情報、生徒や保護者、地域住民からの相談や訴え等の情報収集につとめ、情報を共有する体制を構築する。

## (3) 早期対応のための取組

- ア いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。生徒や保護者から相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、被害生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。
- イ 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年、分掌主任や主幹教諭等に報告し、学校いじめ対策委員会と情報を共有する。その後は、当該組織を中心に関係生徒から事情を聴取するなどして、いじめの有無の確認を行う。
- ウ 事実確認の結果、いじめが認知された場合は、校長は学校サポートチームを招集するとともに教育委員会に報告、相談を行う。

## (4) 重大事態への対処

- ア いじめた生徒の特別指導や出席停止などにより、いじめられた生徒が安心して教育を受けられる環境を確保する等、当該生徒を支える体制をつくる。状況に応じ、スクールカウンセラーや児童相談所等の協力を得て対応を行う。
- イ いじめられた生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察署に通報し、援助を求める。
- ウ いじめた生徒に対しては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行う。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に生徒に対して懲戒を加える。
- エ いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

オ 校長は、重大事態発生について教育委員会又は知事への報告を行うとともに、事実関係を明確にするための調査を実施し、教育委員会が行う調査に協力する。また、調査結果についての知事の調査（再調査）への協力を行う。

## 5 教職員研修計画

- (1) 年間に3回以上、いじめ防止に関する校内研修を実施し、教職員の資質向上を図る。
- (2) 研修では、教職員一人一人が、いじめに対する認識や日ごろの取組について自己点検を行う。また教職員全員が共通の認識を持つことができるように工夫する。

## 6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 保護者懇談会で生徒の学校での状況を保護者に詳細に伝えると同時に、家庭での状況も詳しく聴き取る。
- (2) スクールカウンセラーと連携して保護者相談を計画し、学校便り等を通して周知し実施する。

## 7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 学校いじめ防止基本方針をホームページ等で公表し、保護者や地域住民の理解・協力を得られるよう努める。
- (2) 学校サポートチームでの協議において、保護者、地域住民の意見を傾聴し、学校の取組に反映させていく。
- (3) 警察署、児童相談所等とは日常的に連絡を行い、緊急時の対応が円滑に進行できる関係を構築する。

## 8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 学校評価アンケート（生徒、保護者、地域住民対象）において、いじめ防止対策に関する評価項目を設け、アンケートを実施する。
- (2) アンケートの評価結果を受け、学校いじめ対策委員会で基本方針の見直しを行い改善を図る。